

2026年2月10日

お客さま各位

株式会社千葉興業銀行

NISA総投資簿価残高のお知らせの開始について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年以降のNISA制度においては、投資家一人当たりの非課税保有限度額（1,800万円）が設けられております。非課税保有限度額は、投資家一人が金融機関（当行以外も含む）に開設した全てのNISA口座における購入残高の合計（「NISA総投資簿価残高」）となります。

NISA総投資簿価残高が1,800万円に達したお客さまは、2029年以降に「1,800万円」と「前年に解約したファンドの簿価金額」の差額を、年間360万円の範囲で非課税枠として再利用することが可能となります。

これらにともない、2026年よりお客さまへNISA総投資簿価残高をお知らせすることとなりました。

記

1. 対象のお客さま

- 前年末時点で2024年以降にNISA口座で購入いただいた残高があり、かつ当年のNISA利用枠が当行にあるお客さま

※初回のお知らせは、2025年末時点で2024年以降にNISA口座で購入いただいた残高があり、かつ2026年のNISA利用枠が当行にあるお客さまが対象となります。なお、2023年12月末に終了した旧NISAについては対象外になります。

2. お知らせの名称

- 特定累積投資勘定基準額等通知書

3. お知らせの方法

- 郵送でお知らせします。

※初回のお知らせは、2026年3月中旬頃発送の予定です。

4. お客さまへのお願い

- お届出の氏名・個人番号（マイナンバー）に変更が生じた際は、お早めに取引店にて、変更のお手続きをお願いします。複数の金融機関にNISA残高をお持ちの場合は、全ての金融機関にて変更のお手続きをお願いします。
- 変更のお手続きが未了の場合、お客さまへ正しいNISA総投資簿価残高をお知らせできませんので、ご注意ください。

●NISA制度の内容は当行ホームページをご確認ください。

以上